報告第７号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

平成２８年８月２５日提出

豊川市長　山　脇　　実

別紙

（産業部関係）

１	専決年月日	平成２８年５月２０日
	相手方	豊川市在住の６０代男性
	損害賠償の額	１５２，８９５円
	概要	平成２８年４月１９日午後１時１３分頃、豊川市勤労福祉会館の駐車場において、職員の駐車した自動車のドアが相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

（建設部関係）

１	専決年月日	平成２８年７月１１日
	相　手　方	豊川市在住の５０代男性
	損害賠償の額	２３，５４４円
	概　　要	平成２８年１月３０日午後１０時３０分頃、豊川市行明町宮井戸４３番１地先の市道において、相手方の配偶者の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。